

平成28年8月2日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件  
(うち石油ふろがま1件、ガスこんろ(都市ガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 4件  
(うちパワーコンディショナ(太陽光発電システム用)1件、  
電気冷蔵庫1件、電動アシスト三輪自転車1件、  
ルーター(パソコン周辺機器)1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 3件  
(うちアンプ1件、投げ込み式湯沸器1件、除湿機1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)  
において、審議を予定している案件  
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号：A201500346、A201500419及びA201500469を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

(本発表資料の問合せ先) 消費者庁消費者安全課  
(製品事故情報担当) 担当：柳川、平野、清重  
電話：03-3507-9204(直通)

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発都道府県	備考
A201600222	平成28年6月20日	平成28年7月28日	石油ふろがま	BS-2000GTX(A)	株式会社コロナ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	岩手県	製造から25年以上経過した製品 平成28年7月22日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年7月19日
A201600225	平成28年7月24日	平成28年7月29日	ガスこんろ(都市ガス用)	LW2266TL(東京ガス株式会社ブランド:型式HR-TUS2C-H6GSL)	株式会社ハーマン(東京ガス株式会社ブランド)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	神奈川県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発都道府県	備考
A201500346	平成27年8月12日	平成27年8月26日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	SSI-TL40A2	三洋電機株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、製造事業者の系列業者が修理を行った際に、配線接続端子のねじの締め付けが不十分であったため、接触不良により異常発熱し、焼損したものと推定される。	静岡県	平成27年8月28日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201500419	平成27年9月16日	平成27年10月1日	電気冷蔵庫	NR-CL35V5	松下冷機株式会社(現 パナソニック株式会社)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、長期使用(約21年)により、コンプレッサーの配線コネクター一部で接触不良が生じて異常発熱し、出火に至ったものと推定される。	愛知県	平成27年10月6日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201500469	平成27年10月18日	平成27年10月30日	電動アシスト三輪自転車	ASU-3WT3	フランスベッド株式会社	重傷 1名	<p>当該製品に傾斜地で乗車していたところ、転倒し、重傷を負った。</p> <p>調査の結果、使用者が当該製品の購入直後に自立サポート機能の特性を理解せず、また、自立サポート機能に慣れていないうちに、左下がりの斜面で当該製品に乗車したところ、速度をあまり出さずに走行したために車体が左側に傾きバランスを保てず左側に転倒し事故に至ったものと考えられる。</p> <p>なお、取扱説明書には、「路面の傾斜や凹凸が大きい場合は転倒するおそれがあるため、三輪自転車から降りて押して歩く」旨、警告表示されているが、当該製品の自立サポート機能や特性に関する警告表示がなかったため、使用者が十分にその製品特性を理解しないまま乗車することによりバランスを崩して転倒した可能性が高いと考えられ、また、警告表示として高齢者についての配慮も不十分であったことが事故発生に影響したと推定される。</p>	兵庫県	平成27年11月4日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201600223	平成28年7月19日	平成28年7月29日	ルーター(パソコン周辺機器)	WBC V110(西日本電信電話株式会社ブランド)	沖電気工業株式会社(西日本電信電話株式会社ブランド) (輸入事業者)	火災	<p>当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。</p>	佐賀県	平成28年7月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201600221	平成28年6月18日	平成28年7月28日	アンプ	火災	スタジオで当該製品の電源を入れたところ、当該製品に接続していたスピーカーを焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年7月25日
A201600224	平成28年5月26日	平成28年7月29日	投げ込み式湯沸器	火災	倉庫で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年7月20日
A201600226	平成28年7月17日	平成28年7月29日	除湿機	火災	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	鹿児島県	

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）（管理番号：A201500346）



電気冷蔵庫（管理番号：A201500419）



電動アシスト三輪自転車（管理番号：A201500469）



ルーター（パソコン周辺機器）（管理番号：A201600223）

